

## 医療的ケア児等に係る県の令和8年度事業について

令和8年2月 子ども発達支援課

○本県で実施している医療的ケア児等支援に関する事業のうち、訪問型レスパイト支援モデル事業と医療的ケア児等送迎支援事業について、令和8年度から事業内容を拡大する。

○訪問型レスパイト支援モデル事業は新規事業へ移行し、利用対象者の拡大を図り全県展開を予定。また、医療的ケア児等送迎支援事業は、送迎範囲の拡大と利用回数制限の撤廃を行う。

### 1 <新規>訪問型レスパイト事業

#### (1) 目的

令和2年度から、総合療育センターの短期入所利用の集中化の緩和、西部圏域における地域生活の充実を目的とし、訪問型レスパイト支援モデル事業として実施していた。しかし、全県的に医療型ショートステイが不足していること、「全県で実施して欲しい」という意見や保護者の声があったため、利用条件である「総合療育センターのショートステイ利用経験者のみ」を撤廃し、東部・中部圏域に拡大して全県展開を図る。

#### (2) 制度概要

医療的ケア児等が、市町村と委託契約を結ぶ訪問看護ステーションを利用した場合、医療保険制度による訪問看護の利用限度時間（2時間）を超えて、サービス提供を行う訪問看護ステーションに対しサービス提供相当額（1時間あたり11,000円）を助成する。

	令和7年度	令和8年度
利用対象者	次のいずれにも該当する重症心身障がい児者等。 ア 県内に居住し、在宅生活を送っていること。 イ <u>鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）でショートステイの利用実績があること。</u> ウ 訪問看護事業者が行う訪問看護の利用実績があること。	次のいずれにも該当する重症心身障がい児者等。 ア 県内に居住し、在宅生活を送っていること。 イ <u>出生から18歳に到達するまでの間に発生した障がいにより、医療型短期入所利用に関する市町村の支給決定を受けていること。</u> ウ 訪問看護ステーションが行う訪問看護の利用実績があること。
利用者負担	530円/回	なし
利用上限時間	年間のべ36時間（6時間/回）	
利用の考え方	【上限の6時間を利用した場合】 ・最初の2時間→医療保険制度を適用 ・その後の6時間→本補助制度を適用 これにより、計8時間の訪問看護サービスの利用が可能	

### 2 <拡大>医療的ケア児等の送迎支援事業

#### (1) 目的

医療的ケア児等の移動に係る経済的負担を軽減する事を目的に創設されたが、例年市町村からの申請が少なく利用が伸びていない。そのため、医療的ケア児等の保護者が利用しやすい制度を目指して、利用回数上限の撤廃等を行い、制度内容を拡大する。

#### (2) 制度概要

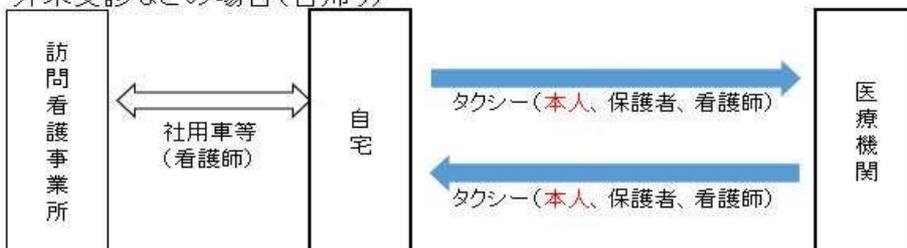
福祉タクシーを利用して医療機関へ送迎した際のタクシー代と送迎時に訪問看護師が同乗した際の付き添い費用について、自己負担分を除いた額を市町村1/2、県1/2で補助する。

(3) 令和7年度からの変更点等

	令和7年度	令和8年度
利用対象者	(1) 重症心身障がい児者 (2) ストレッチャーあるいは、リクライニング式車いす等による移動が必要な医療的ケア児 ※施設に入所中の方は除く。グループホーム入居者は含む。	
保護者負担	(1) タクシー料金：片道あたり2,500円(5,000円までは1/2を助成、5,000円を超える部分については全額助成。) (2) 付き添い看護師費用：片道あたり500円	
送迎範囲	自宅－医療機関 ※自宅、グループホームを起点とする場合のみ対象。	利用者が希望する場所(自宅以外を含む)－医療機関 ※利用者が利用する訪問看護ステーション等と調整し、合意を得た場合は、自宅、グループホーム以外(学校、児童発達支援センター等)を起点とした場合も対象とする。
訪問看護師同乗に係る経費について	福祉タクシーを利用した場合のみ	福祉タクシー利用時 自家用車利用時 ※利用する訪問看護ステーションが合意した場合
利用回数制限	・医療機関への送迎：月2回まで (1回あたり2往復(4便)。ただし、2圏域を超える移動は1日1往復まで) ・片道140km以内	・医療機関への送迎：上限なし (1回あたり2往復(4便)。ただし、2圏域を超える移動は1日1往復まで) ・片道140km以内

(参考) 医療的ケア児等送迎支援事業における利用者自己負担額の考え方

外来受診などの場合(日帰り)



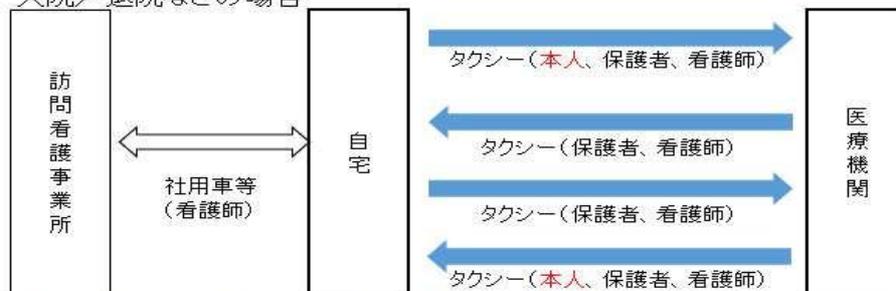
タクシー代(片道10,000円の場合)

$$\text{片道} 2,500\text{円} \times 2\text{回} = 5,000\text{円}$$

看護師派遣経費

$$\text{片道} 500\text{円} \times 2\text{回} = 1,000\text{円} \quad \text{合計} 6,000\text{円}$$

入院/退院などの場合



タクシー代(片道10,000円の場合)

$$\text{片道} 2,500\text{円} \times 4\text{回} = 10,000\text{円}$$

看護師派遣経費

$$\text{片道} 500\text{円} \times 4\text{回} = 2,000\text{円} \quad \text{合計} 12,000\text{円}$$

## 障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業）について

令和 8 年 2 月子ども発達支援課

- 本県では、障がい児者在宅生活支援事業を実施し、重症心身障がい児や医療的ケア児の地域での暮らしを支えるため、障害者総合支援法や児童福祉法等による支給の対象とならないサービスを提供する事業を実施する市町村へ間接補助を行っている。
- 間接補助の1つとして、障がい福祉サービス事業所が要医療障がい児者を受け入れるため、看護職員を配置または看護職員の派遣を受ける場合、要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業において必要な経費を助成している。
- 西部圏域では、当事業の存在を知らない事業所や利用し辛さを訴えている事業所があることから、各圏域の状況を共有し、改めて本事業の周知を図りたい。

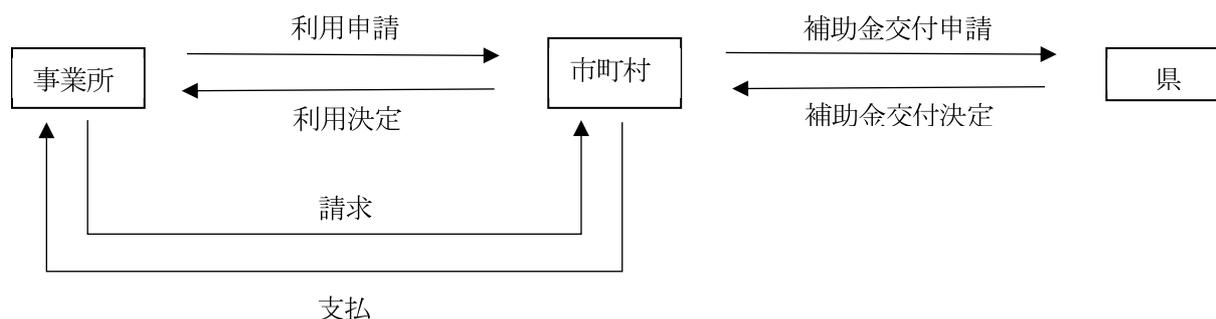
## 1 事業概要

障がい福祉サービス事業所が日常的に医療行為に必要な障がい児者（以下、「要医療障がい児者」という。）を受け入れるために看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に定める保健師、同法第3条に定める助産師、同法第5条に定める看護師または同法第6条に定める准看護師をいう。）を条例で定める基準を超えて配置する場合、または訪問看護ステーション等の看護職員の派遣を受ける場合に必要な経費を助成し、要医療障がい児者の日中活動の場を確保する（県1/2、市町村1/2）。

## 2 補助対象及び単価

区分		単価（看護師配置）		単価（看護師派遣）
指定児童発達支援事業所等	児童発達支援センター	4時間以上 6時間未満の勤務 1,810円/日	6時間以上の勤務 3,630円/日	4,680円/日
	児童発達支援センター以外	4時間以上 6時間未満の勤務 2,680円/日	6時間以上の勤務 5,360円/日	6,710円/日
指定放課後等デイサービス事業所等		4時間以上 6時間未満の勤務 4,090円/日	6時間以上の勤務 8,180円/日	10,030円/日
指定生活介護事業所等		10,540円/日		—
指定就労継続支援B型事業所		14,220円/日		9,130円/日
日中一時支援事業所		6,200円/日		12,300円/日
居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助）		—		5,500円/30分 2時間を超える場合は30分につき 4,400円加算
重度訪問介護（移動部分に限る）		—		5,500円/30分 2時間を超える場合は30分につき 4,400円加算
移動支援事業		—		5,500円/30分 2時間を超える場合は30分につき 4,400円加算

### 3 事務フロー



### 4 事業実績

令和6年度の要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業利用実績は以下のとおり。

圏域	市町村	看護師配置		看護師派遣	
		補助事業所 (件)	補助事業を活用した事業所 の利用者数 (実人数)	補助事業所 (件)	補助事業を活用した事業 所の利用者数 (実人数)
東部	鳥取市	5	47	2	3
中部	琴浦町	1	2	0	0
	北栄町	1	6	0	0
西部	米子市	2	10	2	2
	境港市	0	0	1	1
合計		9	65	5	6

### 5 本事業を活用している事業所・事業所の利用者の声

本事業を活用している東部・中部の事業所から、制度の認知状況等を聞きとった内容は以下のとおり。

#### (1) 制度の周知状況

- ・補助金の存在は、東部圏域では周知されていると思う。
- ・元々、事業所に医療的ケアが必要な利用者がいて保護者に付き添って貰っていたが、看護師配置の必要性を検討していた際に、何かの折に県の事業一覧をみて補助制度を知り利用に至った。
- ・制度自体は、以前から知っていて活用している。圏域内で他に医療的ケア児を受け入れている事業所を知らないが、「補助事業が利用し辛い」等の意見は聞いたことがない。

#### (2) 利用時の困難感

- ・市に利用実績をコピーして提出する事務作業は大変と感じるが、特に制度の利用し辛さを感じたことはなく、補助金を貰うのだから仕方ないかなと思う。
- ・事業所がある町以外の市町村からの利用者もいるため、実績報告を提出する際の事務が大変だなと感じることがある。また、市町村によって休校日が異なることがあり、看護師配置人数を確保することが大変だったことがある。

#### (3) 事業所利用者の様子や声

- ・看護師がいるため安心して子どもを預けることができる。
- ・看護師がいる事業所が増えると、利用先の選択肢が広がる。
- ・保護者だけでなく、子ども本人からも「看護師がいて安心」という声をきく。
- ・看護師がいることで安心して活動や運動が出来るため、子ども本人から、活動に対する前向きな様子や発言がみられる。

#### (4) その他

- ・先日、てんかんのあるお子さんも事業の対象になるか相談したところ、対象になると回答をいただいた。対象が幅広くありがたいなと感じた。

## 指定福祉避難所・協定福祉避難所の決定基準について

令和 8 年 1 月 子ども発達支援課

- 福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があり、指定福祉避難所は災害対策基本法施行令第 20 条の 6 の 1 号～5 号をすべて満たしている施設で、市町村が福祉避難所として指定する。また、協定福祉避難所は、福祉避難所として指定されていないが、市町村が要配慮者を受け入れるための一定の施設、設備、体制等が整った施設として社会福祉施設等と協定を締結することにより、福祉避難所として確保しているもの。
- 本県の指定福祉避難所は 21カ所、協定福祉避難所は 189カ所ある。
- 指定福祉避難所の指定基準については、災害対策基本法施行令等で示されており、協定福祉避難所については明確な基準は無い。

## 1 指定福祉避難所について

災害対策基本法（第 49 条の 7）により、「市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、**政令で定める基準**に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない」と定められている。

## (1) 政令で定める基準について（災害対策基本法施行令第 20 条の 6）

指定避難所の内、適合基準の 1～5 号まで満たすものは指定福祉避難所に指定できる。

種別（規則）	適合基準（令）
指定一般避難所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</li> <li>2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</li> <li>3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</li> <li>4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</li> </ol>
指定福祉避難所	<p>（上記 第 1 号～第 4 号に加え、）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について<b>内閣府令で定める基準</b>に適合するものであること。</li> </ol>

## (2) 内閣府で定める基準について（災害対策基本法施行規則 第一条の九）

(1) 表内の適合基準 5 に記載がある内閣府で定める基準については、以下のとおり。

- 1 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 2 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 3 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

## (3) 国ガイドラインに記載されている指定要件

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当）」（以下「ガイドライン」という。）では、市町村は指定福祉避難所の受入対象者の数や現況等を踏まえ、指定福祉避難所の指定要件を設定するよう記載されており、具体的な要件として以下のとおり例示されている。

- ア. 施設自体の安全性が確保されていること。
  - ・耐震性が確保されていること。[地震]
  - ・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
  - ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
  - ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- イ. 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
  - ・原則として、バリアフリー化されていること。
  - ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
- ウ. 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
  - ・要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

## 2 協定福祉避難所について

老人福祉施設や障害者支援施設など、市町村が一定の施設、設備、体制等の整った施設として、事前の協定等により福祉避難所として確保する施設であり、明確な基準は無いが、指定福祉避難所の指定基準を参考として確保されていることが多い。

なお、ガイドラインでは、協定福祉避難所のうち、指定福祉避難所の基準に適合するものは、指定福祉避難所として指定・公示することが望ましいとされている。

## 3 各市町村の状況

ガイドラインの指定要件以外の各市町村の基準と重視している点については以下のとおり。

市町村名	福祉避難所 設置数		1. 独自基準 の有無	2. 基準はない が重視する点 の有無	3. 2の内容
	指定	協定			
鳥取市	0	44	×	○	指定福祉避難所を決める場合は、指定緊急避難場所の内屋内施設で、 <u>指定緊急避難場所（※）</u> の指定基準を全て満たす施設。
米子市	0	17	×	×	—
倉吉市	5	38	×	×	—
境港市	0	10	×	○	締結先の医療・介護入居入所施設や宿泊施設と個別に相談し、協定締結先施設での対応が可能な範囲で避難所を開設。
岩美町	0	12	×	×	—
若桜町	0	3	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者等（協定書：要援護者等）への介助員等の配置及び支援</li> <li>状況・状態の急変等に対応できる体制の確保</li> </ul>
智頭町	1	3	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の避難スペースの確保が可能と見込まれる施設</li> <li>バリアフリー化</li> <li>土砂災害危険箇所区域外</li> </ul>
八頭町	3	0	×	×	—
三朝町	0	3	×	×	—
湯梨浜町	1	22	×	×	—
琴浦町	1	18	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内における要配慮者の安全性が保たれる環境整備がされている（個室の確保、バリアフリーのトイレ等）</li> </ul>
北栄町	2	0	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー化</li> </ul>
日吉津村	2	0	×	×	—
大山町	0	10	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー化</li> <li>相談や介助等の支援体制等を有する</li> </ul>
南部町	0	1	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機器等が整備されている施設（病院、介護施設）</li> <li>バリアフリー化</li> <li>相談や介助等の相談体制を有する</li> </ul>
伯耆町	4	0	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な配慮を必要とする人が避難可能な施設</li> </ul>
日南町	1	0	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー化</li> <li>電源バックアップが可能</li> <li>十分なスペース</li> <li>個室の提供が可</li> <li>物資の供給が可</li> </ul>
日野町	0	8	×	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分なスペース</li> </ul>
江府町	1	0	×	—	—
合計	21	189	—	—	—

※指定緊急避難場所：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときに、一時的に避難して身の安全を確保するための緊急避難場所のうち、「洪水・土砂災害・地震・津波・大規模な火災」の災害の種類ごとに、市があらかじめ指定する施設又は場所

<指定緊急避難場所の指定基準>（災害対策基本法施行令第20条の3）

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号ロ及び第二十条の六第一号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- 二 次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第二十条の五において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。
  - イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
  - ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 三 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
  - イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
  - ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。